

東京に新たな図書館政策を

新たな東京の図書館政策を実現する会

一昨年12月、政府は「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（図書館法第7条の2）を告示しましたが、「地方分権」を盾に、その整備を図る政府の具体的な役割を示すことはしませんでした。国際的にみて著しく立ち後れている日本の図書館の実状を直視していない不当性を指摘せざるを得ませんが、同時に都道府県の役割が相対的に高まったことも確かです。

かつて東京都政は優れた図書館計画を策定し、その実現を図る政策を実施してきました。①くらしの中に図書館を（年間都民1人当り4冊の貸出し。当時0・3冊、現在8・0冊）、②都民の身近に

図書館を（700m圏に1図書館。当時55%の市区町村に合わせて81館。現在92%の市区町村に385館）、③図書館に豊富な図書を（人口1人当り2冊の蔵書。当時0・3冊、現在3・7冊）、④司書を必ず図書館に、との4本を柱とするものです。都政政策でありながら、市区町村の図書館振興を核としたもので、東京都はこの実現のために財源交付を含めた支援をしました。都立図書館については、「高い次元の都民の調査研究、情報要求にこたえる奉仕と、区市町村立図書館の機能を援助する」とし、中央図書館整備などを別途計画しました。

この計画が実施に移された初年度19

71年度に東京都は、多摩地域の図書館建設補助金1億941万円を予算計上しました。その年の政府の図書館建設補助金（図書館法第20条）は9000万円（決算額は1億657万円）に過ぎず、翌年政府はあわてて5億円まで一挙に引き上げることを行いました。

東京都の、この図書館計画に基づく補助事業は数年で終わってしまいました。全国の自治体に図書館計画の策定や図書館づくりの弾みをもたらしました。日本図書館協会の『市民の図書館』（1970年刊）と共に、立ち後れていたわが国の図書館を飛躍させる役割を果たすことになります。文部省の、図書館法に基づ

く図書館の設置運営の「望ましい基準」審議に影響を与え、1972年にまとめられた案は一定の評価がされました。

このような経過を経て、東京の図書館事業は着実な歩みを続け、成果を挙げてきました。ところが1999年から始まった石原・猪瀬都政は、これとは全く逆の「施策」を実施し、東京の図書館サービスを著しく後退させました。折からの「地方財政危機」により、いずれの図書館も予算と職員定数の削減、業務の委託化など困難な状況にあり、何とかサービスマン標準を下げないようにと苦慮しておりました。ところが東京都は、それに対する支援どころか市区町村への協力事業を後退させ、さらに自ら管理運営をしていた日比谷図書館は不要として、千代田区に移管することまでしました。100年以上の歴史をもつ日比谷図書館は日本の図書館の象徴的存在であり、国際都市を標榜している首都の都心にあつて、それにふさわしい事業を展開してきました。多くの批判的な声に耳を貸すことなく移管を強行しました。

小中学校の図書館に職員を配置し、子どもたちの調べる楽しみ・知る喜びの保障、教員の豊かな授業を支えることは全国的な国民的な課題となっていますが、東京都はこういったことへの支援はしようとしていません。それどころか都立高等学校図書館の業務を民間企業に委託することまで進めています。

こういった事態を変えるために、「新たな東京の図書館政策を実現する会」をつくり、東京の図書館事業の転換を図る政策をまとめ発表しました。多くの方の賛同を得たいと考え、私たちが提案した政策について説明をします。

新たな図書館振興計画を策定すること（政策1）

上記に述べたように著しく後退した事業を回復し、時代に沿った合理的な計画を策定して図書館振興を図る必要があります。図書館事業は本来的に連携協力、ネットワークがあつて展開できるものです。総合目録の整備、資料の保存、資料の収集、資料の相互貸借などは協同して

実施されることが期待されます。

都民の資料要求などに応えるためには、公立図書館どうしのネットワークだけでは済まない実態にあり、大学図書館、専門情報機関などとの連携が切望されています。公立図書館が学校図書館と日常的に提携することも必要となります。東京で生業、仕事、学びなどに携わる人たちは、首都圏など広範囲な地域から来ています。国際都市・東京にふさわしいサービスも期待されています。これらの要求に応えることは東京特有の課題とも言えます。

そのために東京都だけが計画を立てるのではなく、都立図書館と市区町村の図書館が協働した総合的な図書館計画を立案し、実現を図ることが必要です。安定的継続的な事業を保障するものとなりまます。これは都立図書館が深く幅の広い事業といつその役割を果たすことを求めるものであり、「都道府県立図書館不要」といったような「二重行政」批判にも応えるものです。

ここで問題にしたいのが財源です。

石原都政が始まったのは1999年4月ですが、この年度に東京都と東京の市町村が公立図書館の経費として支出した総額は610億9050万円でした。12年後の2011年度決算では472億5849万円と23%も減少しました(文部科学省「地方教育費調査」。人件費、建築費、債務償還費等含む)。全国的に同様の傾向にあり、「地方財政危機」は図書館事業に大きな影響をもたらしている、と言えます。その拡大を当然求めるものですが、限られた原資の有効な活用の視点からも都・市区町村連携した計画の立案を検討すべきです。

同時に都の問題も指摘せざるを得ません。同時期、東京都が支出した額は1999年度38億6903万円から2011年度32億5445億円と16%減少となっていますが、2009、2010の両年度は20億円未満で5割近くの減少です。都支出金の多くは都立図書館の経費に充てられますが、市町村への交付金もあります。図書館事業の協同促進のためにも、この都支出金の内実の検討が必要です。

都立図書館の管理運営の民主化 (政策2)

都立図書館には図書館法に基づく図書館協議会が設置されています。館長の諮問に答え、意見具申する機関です。かつては公募による都民代表や市町村・特別区の図書館長が委員として委嘱されました。都立図書館の管理運営を協議する機関として当然のことです。しかし現在それらは排除され、企業関係者が新たに加わるなど変質しています。

また都立中央図書館長を教育次長が兼務することが2001年から続いています。2016年オリンピックの招致に失敗した後、一時期専任の館長を置きましたが、現在は兼務が復活しています。図書館行政低下の表れとして批判せざるを得ません。

都立図書館の事業の回復と拡充 (政策3, 4, 5)

何よりもまず蔵書の「除籍・廃棄方針」を見直しする必要があります。都立

図書館として複本は持たない、との方針により40万冊の資料が除籍・廃棄され、市区町村の図書館への「協力貸出」の「貸し渋り」が常態化しています。1999年度には10万4271冊あった「協力貸出」ですが、2012年度では8万6780冊に減りました。他では見られない都立図書館の役割放棄です。現在は、刊行年の古い資料の除籍・廃棄までも考えられています。

「廃棄方針」が伝えられた2001年には当初「14万冊の廃棄」と言われ、その反対の声は図書館だけでなく、読書・出版関係の団体からも寄せられました。その方針強行に接した市立図書館は一部図書「引取り」を表明、蔵書を守る取り組みまでせざるを得ませんでした。戦前空襲を避けるために日比谷図書館は「40万冊の図書」を疎開させる事業を行いましたが、平時の今日、「40万冊の資料」を廃棄しているのです。同じ図書館の事業とは思えないことです。

将来の利用に備えるために図書館の所蔵資料を保存する事業はますます重要で

す。市区町村の図書館と協同して行う必要がありますが、都立図書館が重要な機能として、自ら直ちに実施すべきです。

都立図書館の総経費は1999年度38億6754万円であったものが2011年度では28億4145万円と3割近く減らしていますが、2009、2010の両年度はそれぞれ17億円、16億円と6割です（決算額。文部科学省「地方教育費調査」。全国平均25%減と比べて異常です。その結果は、資料費や職員定数の減少に現れています。

都立図書館の図書購入冊数と新刊書の発行点数を比較すると、1999年度6万4302冊受入れ、新刊書は6万5026点発行で単純比較98・9%であったものが、2011年度では4万6066冊受入れ、7万5810点新刊で60・8%です。この間新刊書は1・2倍になっていますが、都立図書館の受入れは28%減となっているために、そのかい離がひどくなっています。現在の利用者だけでなく、将来とも利用される資料を購入し永年保存することを困難にさせています。

職員、司書とも1999年当時に比べ5割減となっています。とりわけ10年間司書採用をしなかったため、その専門性の蓄積、継続を困難にさせています。

都民からのレファレンスは1999年当時14万8745件あったのですが、2012年度実績では7万9370件と半減しています。

都立多摩図書館の建設計画に 都民と市区町村図書館の意見 反映を（政策6）

老朽化により都立多摩図書館の移転、新築が計画されています。ところが建設計画の内容が明らかにされていません。同館は、多摩地域の都民および市町村図書館にサービスする図書館として大きな役割を果たしてきた図書館です。都立中央図書館との機能分担を図るなど新たな視点での事業展開もなされてきました。それらを踏まえ、将来を見据えた図書館となるよう期待されています。何よりも利用者である都民、市町立図書館の意見は欠かせません。

都立図書館事業の重要な一翼を担う図

書館にふさわしい施設建設と事業展開が誤りのないよう進めるために、まずは計画の公表をすべきです。

図書館に関わる都区財政調整 制度の改善を（政策7、8、 9）

東京都と特別区の間には財政調整制度があります。都区一体の行政運営の必要性から制度化されたのですが、特別区にとっては歳入総額の3割近く占める重要な財源となっています。特別区の行政事務の全般に渡って積算しており、政策誘導的な役割も果たしています。図書館経費についても積算され、基準的な役割を果たしていますが、石原都政になってからは図書館サービス進展のため、とうよりも変質させる内容を色濃くしています。人件費の積算額は1999年度に比べ2013年度は53%に減らしており、その結果正規雇用職員はこの間59%減になりました。

指定管理者制度導入や窓口業務の委託料の積算もしており、その結果指定管理者制度導入の図書館が35%（全国平均10

%、業務受託を含む民間企業からの派遣職員がいる図書館は165館、73・3%（全国平均24・6%）もあり、その職員数は3千人を超え、正規雇用職員の3倍にもなる実状が現出しています。特別区の図書館は全国的にみて、最も外部化が進んでいる地域となっています。

都区財調の内容を改善し、安定的継続的な図書館事業が実施できるよう専門性の蓄積のできる司書職制度を目指すことが必要です。

多摩、島嶼の図書館事業を進展させる（政策10）

70年代、東京都が多摩地域に行った図書館建設の補助事業は合わせて31館に過ぎなかったのですが、それぞれ重要なサービス展開を図り、この地域の図書館事業進展にとどまらず全国の図書館進展の起爆の役割を果たしました。市町村図書館の視点から都立図書館の役割を提起し、それに応えることにより都立図書館は全国の「県立図書館」機能のモデルとなりました。

都立図書館の蔵書の大量廃棄、協力貸出の「貸し渋り」、都立多摩図書館の「分担機能」など都立図書館の変質は、図書館先進地域多摩の図書館事業推進をとりわけ困難にさせています。これを転換させることが必要です。

市町村に対する図書館事業に関わる都支出金を豊かなものとし、多摩地域の図書館進展につなげていく必要があります。

図書館が未設置の町村は、利島村、新島村、神津島村、御蔵島村、小笠原村の5村あります。いずれも島嶼であり、東京は特別の手当をする必要があります。富山、石川、福井、滋賀の4県はすべての市町村に図書館が設置されています。財政規模は東京都に比べ著しく小さい県でありながら、それぞれ着実な図書館サービスを展開しています。

学校図書館に専任の司書職員を配置する（政策11、12）

小中学校の図書館に専任の司書職員を配置する運動は全国で広がっており、そ

れに応える自治体も増えていきます。島根県はそれを促進するために市町村に対する助成措置を続け、その結果ほぼ全校に職員配置されるまでになっています。ところが東京都は市区町村まかせになっており、支援策を採っていません。その結果配置率は、小学校45・5%、中学校48・2%に止まっています（文部科学省調査）。その勤務も多くは短時間、日数も少ない実状で、学校図書館の機能を発揮できるまでに至っておりません。

都立高等学校には全国に先駆けて、学校司書の配置がされてきました。しかし石原都政以降、学校司書の退職不補充を原則とし、それを民間企業への委託により埋めることが続いています。

学校図書館の重要な役割を踏まえた政策の実現が必要です。

東京の図書館が「図書館行革」のモデルとなっている実態を変え、かつてのような優れた図書館事業を展開できるように政治の転換と図書館政策の実現を求めていきたいと考えております。

東京の図書館政策―都民の要求に応える新たな図書館振興計画の策定を提案します！

2014年1月

新たな東京の図書館政策を実現する会

共同代表・大澤正雄 広瀬恒子

石原・猪瀬都政は東京の図書館サービスを著しく後退させました。

都立図書館については、100年以上の歴史をもつ都立日比谷図書館を千代田区に移管し、その結果生じた書庫容量の減少を理由とした蔵書の大量廃棄、司書職員の大幅削減、業務委託の拡大、資料費など図書館経費の大幅な削減、さらに専任であった都立中央図書館長を教育次長の兼務とするなど、極めて異常な「施策」が強行されてきました。その結果、市区町村の図書館からの求めに応じて提供する資料の「協力貸出」は石原都政が始まった1999年度10万4271冊であったものが2012年度では8万6780冊に、レファレンスは14万8745件

が7万9370件と激減しております。

区立図書館については、都区財政調整制度を「活用」して、指定管理者制度の導入や窓口業務委託などの誘導と職員削減を推進してきました。

小中学校の図書館に専任の専門職員配置を望む声は強く、それに応えて市区町村では独自に「学校司書」を配置する動きが顕著になっていきます。しかし東京都はそれに対して何らの措置もせず、市区町村任せです。それどころか都立高校の学校司書を削減し、委託化を進めています。

かつて東京都は、図書館振興政策を策定、実行し、全国の図書館振興推進の役割を果たし、また国の図書館施策を変えさせました。再び民主的な都政を実現し、まず著しく後退させた図書館事業を回復し、さらに国際都市・東京にふさわしい図書館計画の策定・実現を図ります。

政策1 東京の図書館振興計画を策定します。
著しく後退させた図書館事業の回復、拡大をめざし、都立図書館、市区町村立図書館が協同して進める総合的な図書館

計画を策定し、その実現を図る。

【都立図書館について】

政策2 都立図書館の管理・運営の透明性、民主性を向上させます。

・図書館協議会(図書館法第14条)委員に都民と市区町村立図書館の代表を加える。

・中央図書館長を専任にする。

政策3 図書館経費を石原都政以前の水準までに回復させます。

・都立図書館の経費総決算額 1999年度38億7千万円。2011年度28億4千万円、27%減(文部科学省「地方教育費調査報告書」)

政策4 図書館資料拡充計画を策定します。

・複本と刊行年の古い資料を除籍・廃棄する方針を見直す。

・市区町村からの資料要求に応えることができるよう、適切に複本を購入し保存する。

・資料購入予算額を回復し、安定的な確保を図る。1999年度5億円。2013年度4億3千万円、14%減(東京都立図書館「事業概要」)

・都内市区町村図書館の除籍資料を保存する計画を策定、実施する。

政策5 司書を計画的に採用し、都民と図書館からのレファレンス依頼に応える態勢を整えます。

・職員数 1999年度201名(うち司書161名)、その後10年間採用せず、2013年度106名(うち司書80名)53%減(司書51%減)(東京都立図書館「事業概要」)

政策6 新都立多摩図書館の建設計画内容を公表し、都民、市区町村の図書館の意見を聴きます。

【区立図書館について】

政策7 指定管理者制度、窓口業務などの委託を誘導する都区財政調整の積算内容を見直します。

・都区財政調整の内訳に、2010年度指定管理者、2013年度窓口業務の委託料をそれぞれ積算することを開始、図書館業務の外部化を誘導している。

・その結果、指定管理者制度導入の図書館は35%となっている(全国平均10%)。

政策8 職員定数削減を進める都区財政

調整の積算内容を見直します。

・都区財政調整の内訳で、図書館の正規雇用職員の人件費を2013年度は1999年度の53%に減らしている。

・区立図書館の正規雇用職員 1999年度2420人、2012年度1012人と59%減。

・この間図書館は20館増加しており、民間企業からの派遣職員がいる図書館は165館、36%も占める(全国平均25%)。

・派遣職員は、2012年度3101人と、正規雇用職員の3倍近くに増大。

・特別区の図書館は、「官製ワーキングプア」と呼ばれる大量の不安定雇用・低賃金の労働者を生み出している。

政策9 司書有資格者の採用を行い、司書職制度を実現します。

【市町村立図書館について】

政策10 多摩、島嶼などの市町村に対する交付金を改善します。

・図書館未設置の町村を解消するために東京都としての役割を果たす。

・図書館サービス拡充に資する財政措置をする。

【学校図書館について】

政策11 小中学校の図書館に専任の司書職員を配置するための施策を実施します。

・小中学校の図書館に専任の司書職員を配置する事業を市区町村任せにせず、財政措置を含めた施策を実施する。

・現在、都内小中学校の図書館を担っている職員の多くは非常勤、臨時、委託スタッフなど不安定雇用・低賃金の労働者である。短い勤務時間数、複数校兼務などもあり不十分。

政策12 都立高校図書館の司書採用を再開します。

・東京都は都立高校図書館の司書職員の退職を補充せず民間委託を進めており、2014年度は61校(全校の3分の1)の図書館業務の委託が予定されている。

この提起にご賛同ください。

大澤正雄 〒188-0004 西東京市

西原町4-4-36 4-301

FA X 042(467)4716